

佐賀県告示第 368 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 63 条第 1 項の規定により、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更を認可した。

平成 25 年 12 月 6 日

佐賀県知事 古 川 康

1 施行者の名称

嬉野市

2 都市計画事業の種類及び名称

嬉野都市計画下水道事業 嬉野市公共下水道

3 事業施行期間

平成 12 年 7 月 31 日から平成 31 年 3 月 31 日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

平成 12 年佐賀県告示第 469 号、平成 16 年佐賀県告示第 717 号、平成 19 年佐賀県告示第 335 号及び平成 22 年佐賀県告示第 448 号の事業地に嬉野市嬉野町大字下宿甲下宿字一本松、大字下宿丁内野内野山字葛尾、字二本松及び字三本松を加え、嬉野市嬉野町大字下宿甲下宿字三本松地内において事業地を変更する。